

令和5年1月23日	
資料提供	
担当課	循環型社会推進課
担当者	宮西
電話	073-441-2700

和歌山県認定リサイクル製品を認定しました

資源の循環的な利用の促進及びリサイクル産業の育成を図り、循環型社会を形成することを目的として、「和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例」に基づき、和歌山県認定リサイクル製品を認定しています。このたび、下記のとおり57製品（27事業者）を認定しました。

記

【認定製品】

○新規認定製品

・コンクリート資材等	7製品
・間伐材利用工事資材	1製品
・園芸資材、植生基盤材等	1製品
・その他の製品	1製品
計	10製品

○令和4年度再認定製品 ※有効期間（5年）経過のため再認定したもの

・コンクリート資材等	36製品
・園芸資材、植生基盤材等	8製品
・間伐材利用工事資材	1製品
・その他の製品	2製品
計	47製品

※今回の認定により、認定製品は合計236製品（95事業者）（令和5年4月1日見込み）となります。

【認定基準等】

○認定基準

以下の(1)から(3)までの全てを満たす製品を認定しています。

(1) 県内における廃棄物の減量化及び再資源化の推進に寄与すること。

(2) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造され、又は加工されていること。

(3) 品質、安全性など一定の基準を満たすこと。

【認定製品の普及】

- ・ 県ホームページやパンフレットにより認定製品を紹介。
- ・ 県産認定リサイクル製品については、品質や価格等を考慮して、県で優先的に使用し、又は購入するよう努めるものとする。